

(ウィキペディア Wikipedia など事典より引用)

【百条委員会とは】

地方自治法第100条第1項には「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」(一部抜粋)との条項があり、この権限は議会の百条調査権とも呼ばれる。

この地方自治法100条に基づき地方議会が自治体に関する疑惑や不正事件が発生した場合にこれを調査するために設置する調査委員会。

【百条委員会の調査の対象】

当該普通地方公共団体の事務が調査の対象となるが以下の事務が調査の対象から除かれる。

自治事務については、労働委員会・収用委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く）。法定受託事務については、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る）、個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る）。

【条文】

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮(二)又は十万円以下の罰金に処する。

④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

⑤ 議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができ

る。

- ⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- ⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- ⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- ⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- ⑩ 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- ⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならぬ。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならぬ。
- ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- ⑰ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適當と認める刊行物を送付しなければならない。
- ⑱ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- ⑲ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

【長崎県議会が設置した百条委員会とは（県議会議事録より）】

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1)大学等発ベンチャー創出事業における長崎県及び長崎県産業振興財団からのバイオラボ社への6,000万円の出資金及び4,000万円の補助金の交付に関する事業執行内容。

(2)その他バイオラボ社の経営破綻に陥るに至るまでの長崎県行政関係当局及び長崎県産業振興財団の関与について。

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び長崎県議会委員会条例第3条の規定により、「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託するものとする。

3. 調査の権限

本議会に、1に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、500万円以内とする。